

令和4年9月17日から同月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害にかかる災害復旧資金に関するQ&A（福祉貸付）

<目次>

[手続きについて](#)

[制度・条件・対象について](#)

[二重債務となる方について](#)

手続きについて

Q1 借入申込書の入手方法について教えてください。

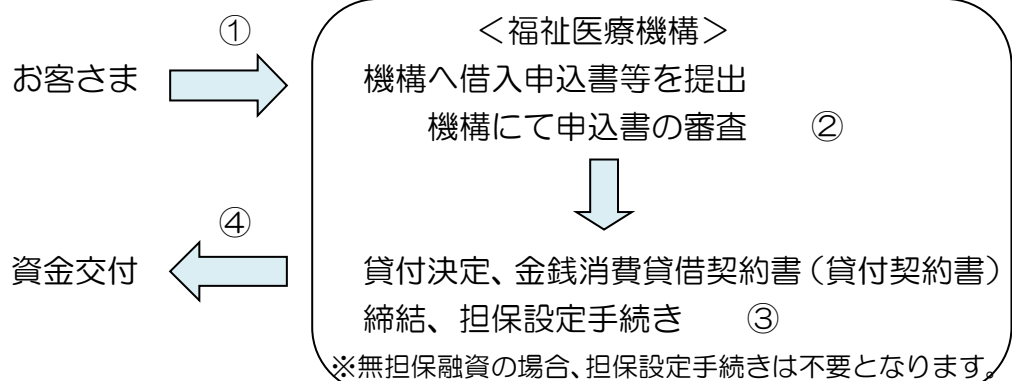
A1 借入申込書については、ホームページからダウンロードできます。ホームページからダウンロードできない方は、機構にお問い合わせを頂ければ、当該申込書を郵送、FAX等で送付いたします。

Q2 融資を受けるために必要な書類等は何ですか。

A2 資金種類や担保の有無によって異なりますが、借入申込書、決算関係書類、担保関係書類、被害に関する証明書（市町村長その他相当な機関が発行したもの）等をご提出いただきます。なお、早急に融資を行う観点から、被害に関する証明書については、後日の提出で結構です。

Q3 借入申込みを行ってから融資を受けるまでの流れを教えてください。

A3 担保の有無により異なりますが、担保の提供が必要な場合は、次のような流れになります。



Q4 融資まではどのくらいの日数がかかりますか。

A4 資金種類や担保の有無によって異なりますが、経営資金の無担保融資の場合、申込受理から資金交付まで最短で10日程度となります。

Q5 借入申込みの相談はどこにすればよいですか。

A5 東日本は福祉医療機構福祉医療貸付部福祉審査課、西日本は福祉医療機構大阪支店福祉審査課、NPO 法人の方は福祉医療機構 NPO リソースセンターNPO 支援課までお問い合わせください。

福祉医療貸付部福祉審査課	03-3438-9298
大阪支店福祉審査課	06-6252-0216
NPO リソースセンターNPO 支援課	03-3438-4756

制度・条件・対象について

Q6 どのような資金について融資を受けることができますか。

A6 被災した施設・事業所の補修、仮設建物の建築及び備品の買替等に必要な設置・整備資金や、被災したことにより必要となった人件費・光熱費等のほか、被災された方の受け入れ等で生じた費用等について経営資金としてご融資いたします。

Q7 融資を受けることができる条件は何ですか。

A7 融資対象である社会福祉施設等であって、被害を受けた旨を確認できる証明書等の提出が可能な方を対象とします。

なお、上記証明書等の提出が困難な場合でも融資の対象となる場合がありますので、別途ご相談ください。

Q8 融資の限度額はいくらですか。

A8 設置・整備資金については原則、機構が定める基準事業費と所要額のどちらか低い金額から補助金額を除いた額（担保評価額を上限）が貸付限度額となります。

また、経営資金については、人件費・光熱費等として必要とする金額が貸付限度額（担保評価額を上限）となります。

Q 9 融資を受ける際の償還期間や貸付利率について教えてください。

A 9 設置・整備資金の場合は、償還期間30年以内（据置期間3年以内）の無利子貸付となります。（耐火構造による特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの計画で、既存の施設が全壊・半壊等の被害を受け、被災以前から施設及び事業を經營するための債務を有しており、今回の借り入れにより二重債務状態となるお客さまにはついては最長39年まで償還期間を延長することができます。（Q 1 3及びQ 1 4参照）

また、経営資金の場合は、償還期間10年以内（据置期間2年以内）のものと、償還期間10年超15年以内（据置期間3年以内）のものを選択してご利用いただけます。貸付利率については、当初3年間無利子、4年目以降基準金利同率となります。

（注）貸付利率は契約締結時の利率が適用となります。また、利率は金利情勢に合わせて見直しますのでお問い合わせください。

Q 1 0 融資を受ける際の担保や保証人について教えてください。

A 1 0 設置・整備置資金については3,000万円まで、経営資金については2,000万円までが無担保融資となります。

なお、無担保融資枠を超える貸付の場合には融資金額以上の不動産担保が必要となります。

保証人については、「保証人不要制度」又は「個人保証」のいずれかを選択していただきます。「保証人不要制度」を利用する場合は貸付利率に0.05%が上乗せされます。（無利子の期間は0.05%となります。）

Q 1 1 補助金を受けて行う社会福祉施設等の整備については、融資の対象になりますか。

A 1 1 融資対象となります。ただし、融資にあたっては機構が定める基準事業費と所要額のどちらか低い金額から補助金額を除いた額（担保評価額を上限）が上限となります。

Q 1 2 この令和4年9月17日から同月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害にかかる災害復旧資金の優遇措置はいつまで適用になりますか？

A 1 2 今のところ期限は定まっておりません。被災地の復旧に関する国の方針等に基づき決定する予定です。

二重債務となる方について

Q 1 3 「二重債務となる方」とはどのような状態となる方でしょうか。

A 1 3 二重債務とは、次の2つの要件を満たす状態をいいます。

1. 令和4年9月 17 日から同月 24 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害以前から施設及び事業を経営するための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有している
2. 令和4年9月 17 日から同月 24 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している

今回の二重債務となる方への優遇措置は、このような二重債務の状態となるお客さまを対象としています。

Q 1 4 二重債務問題への取り組みについて教えてください。

A 1 4 施設の復旧に必要な新規のご融資については、償還期間39年以内、据置期間3年以内（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームに限る）とすることにより、二重債務のうち、新規債務の負担を軽減することとしています。（Q9及びQ13参照）

また、機構から過去に融資を受けた既往の債務については、元利金の返済猶予など積極的な条件変更に応じることにより、ご支援いたします。

Q 1 5 二重債務の相談はどこにすればよいですか。

A 1 5 新規のご融資については、東日本は福祉医療機構福祉医療貸付部福祉審査課、西日本は福祉医療機構大阪支店福祉審査課、NPO 法人の方は福祉医療機構 NPO リソースセンターNPO 支援課までお問い合わせください。

また、令和4年9月 17 日から同月 24 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害以前に機構から融資を受けられているお客さまの返済についてのご相談は、福祉医療機構顧客業務部顧客業務課までお問い合わせください。

福祉医療貸付部福祉審査課	03-3438-9298
大阪支店福祉審査課	06-6252-0216
NPO リソースセンターNPO 支援課	03-3438-4756
顧客業務部顧客業務課	03-3438-9939